

大和市告示第45号

大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月6日

大和市長 大 木 哲

大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成18年大和市告示第158号）の一部を次のように改正する。

本則柱書を削る。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「道路運送法」を「この要綱は、道路運送法」に改め、「昭和35年総理府令第60号）第49条第3号に定める」を「昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する」に、「を凶る」を「に資する」に、「協議するため、」を「協議する」に、「を設置する」を「の設置について必要な事項を定めるものとする」に改める。

第3条第1項中「とする」を「をもって充てる」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 市の職員のうちNPO法人主管の課長及び自家用有償旅客運送主管の課長

第7条第1項中「この」を削り、「事務局を健康福祉部に置き、健康福祉総務課が庶務を」を「庶務は、福祉有償運送主管課において」に改め、同条第2項中「健康福祉総務課」を「福祉有償運送主管課」に改める。

第9条の見出しを「（委任）」に改める。

別表を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。